

下呂市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市教育長から通知がありましたので、公表します。

令和5年3月13日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和4年度 定期監査結果（11月実施分） 指摘事項等に伴う措置状況

【指摘事項】

1 学校における薬品の保管・管理について
担当課：各小中学校、教育総務課、学校教育課
指 摘 事 項
<p>薬品については、従来から文部科学省等からの通知により、その保管・管理の徹底が求められている。更に「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について」（平成31年1月15日付30初教課第32号文部科学省初等中等教育局教育課程課長・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）において、学校に保管されている毒物、劇物等の化学物質に関して、一層の管理体制の点検・強化が示された。特に、薬品は施錠設備のある保管場所へ保管し確実な施錠を行うこととなっている。</p> <p>今回の監査において、各小中学校の薬品保管状況について確認を行ったところ、下呂中学校において、劇物であるアンモニア水、過酸化水素水の2品目が毒物劇物専用の保管庫に保管されておらず、理科準備室内の施錠の無い冷蔵庫に保管されていた。今後は毒物劇物専用の保管庫において厳重に保管されたい。また、保管庫の鍵が理科準備室内の事務机に保管されていたことから、理科準備室の鍵と併せて職員室内で厳重に管理するよう徹底されたい。</p> <p>なお、化学物質等については、保管状況の把握、定期的な数量の確認及び簿冊等による確実な管理を行うこととされており、具体的には品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量が記入できる管理簿を備え、使用の際には遺漏なく記入するとともに、定期的に化学物質の数量と管理簿との照合を行う対応が求められている。</p> <p>今回3小学校・2中学校で管理簿における管理状況について確認を行ったところ、管理簿の書式が各学校独自の書式で運用されており、一部の学校においては点検日時、使用状況が確認できない書式が見受けられたことから、前段の必要項目が記入できる統一書式により、全学校が薬品の管理を確実に実施できる体制を検討されたい。</p>
措 置 状 況
<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <ul style="list-style-type: none">各学校に下記のとおり指導しました。<ol style="list-style-type: none">①劇薬は鍵のかかる薬品庫で保管すること。②使用した薬物は、使用ごとに管理簿に記載すること。③薬物管理簿の記載様式は統一しないが、少なくとも1品目ごとに取得年月日、使用日、使用量または残量（容器ごとの質量計測でも良い）、使用目的、使用者を記録すること。下呂中学校の劇物指定の薬品については、専用の保管庫に保管し、保管庫の鍵については職員室で管理することとしました。

2 下呂市学校給食センター管理運営規則について

担当課：学校給食センター

指 摘 事 項

下呂市学校給食センター管理運営規則（以下「規則」という。）第4条第4項に「運営委員会の中に献立作成委員会及び物資選定委員会を設ける。」と規定されているが、実際の献立作成及び物資選定は、北部学校給食センターと南部学校給食センター所属の栄養士3名の協議により決定し、結果を運営委員会に報告しているとのことであった。

運営委員会の委員には栄養士は入っていないことから、規則と実態が合っていないため、他の自治体も参考にされ規則改正をされたい。

措 置 状 況

(措置済、改善中、**未措置**)

今回の指摘を受け、これまで行ってきた学校給食センター運営委員会の組織運営内容と規則の不整合を認識しました。

このことから、他自治体への聞き取りを行い、当市と同様の自治体もあるものの、一方で適正な構成員で実施している自治体もありました。今後、適正な組織運営に向けて検討し、実態に合った法令整備を行います。

【意見】

1 学校備品の管理について

担当課：各小中学校、教育総務課、学校教育課

監 査 意 見

今回の監査において各小中学校の備品管理状況について確認を行ったところ、以下の項目について不備な点が見受けられたため、下呂市立小中学校備品取扱規程（以下「取扱規程」という。）に基づいた備品の取扱いについて各小中学校に周知をされ適正な事務処理をされたい。

① 台帳整備について

今年度購入した備品の一部について、備品台帳に綴っていない学校があった。

※取扱規程第7条第1項「購入、寄附、所管移管等で受入れた備品は、(略)備品台帳に記載して管理責任者に引き継ぐものとする。」

② 寄贈品について

寄附を受けるに当たり、寄附採納願による申出を受けていない学校があった。

※取扱規程第7条第3項「校長は、備品の寄附を受けようとするときは、寄附採納願により(略)。」

③ 備品の処分について

備品の一部について、物品不用決定票を作成していない学校があった。

※取扱規程第11条「校長は、備品が使用に耐えなくなったとき又は不用となったときは、物品不用決定票(様式第2号)により(略)。」

④ 点検日の記載について

備品点検日について不明な学校があった。

措置状況

(措置済、改善中、未措置)

- ・各学校に周知を行いました。また、各学校の事務担当者説明会等の際に指導を行います。

2 学校の危機管理マニュアルについて

担当課：各小中学校、教育総務課、学校教育課

監査意見

今回の監査において、各学校が危機管理事案発生時にどう対処し、いかにして児童生徒等の生命や財産を守る体制を整備しているかに着目し、各小中学校の危機管理体制を確認した。

今回、監査を実施した3小学校・2中学校については、文部科学省作成の「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を活用して、教育委員会の指導の下、各学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し危機事案に対する児童生徒等の安全を確保する体制が整備されていた。

近年は想定外の自然災害への対応や、学校や児童生徒を取り巻く様々な安全上の課題も多く存在していることから、今回の監査で確認された未対応の項目を早急に整備されて、危険等が発生した際に教職員、児童生徒が円滑かつ的確に対応が図られるよう訓練を実施し、必要に応じた危機管理マニュアル見直しを行い、児童生徒等の安全の確保をしていただきたい。

なお、危機管理マニュアルは、教職員全員に配付している学校と教頭等が保管し各マニュアルのフローチャート等を掲示しているのみの学校があった。危機管理マニュアルは教職員全員に配付し職員会議等でその内容について周知徹底していただきたい。

措置状況

(措置済、改善中、未措置)

- ・マニュアルの内容を年度初めや節目に周知することにしました。
- ・全員配布するものについては、1枚もの（フローチャートのようなものも含む）など簡易にして、実用性のあるものにします。